

(公印省略)

保指第 1467 号

令和 2 年 3 月 27 日

介護サービス事業者 代表者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局高齢社会部事業者指導課)

### 適正な介護サービスの提供及び法令遵守の徹底について（通知）

本市指定の介護サービス事業所において、下記の不正事案があり、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づき、本日付けで 4 法人 4 事業所に対し、指定取消しの行政処分を行いました。

本事案は、関係者等からの通報を受け、事前通告なしの現地指導を行ったところ、指定基準違反や不正請求の疑いが生じたため、関連する指定居宅介護支援事業所等も含め、監査を実施しました。

介護保険制度は、公費（税金）や保険料を財源として運用されており、市民の信頼のうえに成り立っていることを、介護保険事業に携わる一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

本市は今後、専門組織を創設し、不適切な運営を行う事業者に対しては指導を強化し、悪質な場合は指定取消しなどに加え、刑事告訴も検討します。

貴職におかれましては、平成 30 年 12 月 27 日付保介第 1683-2 号「適正な介護サービスの提供について」で通知したとおり、既に自主点検を実施され、サービス提供と介護給付費請求の適正化が図られていることと存じますが、改めて確実な点検を行い、法令遵守の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 不正事案の概要

(1) 株式会社やまつが「訪問介護事業所うららか」において、サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成して介護給付費を請求、受領し、また提供したサービスの時間を水増しして介護給付費を請求、受領した。

(2) 株式会社ホワイトストーンズが「ケアプランはなよし」において、ケアマネジメントに必要な記録を作成していないなど適切な運営がなされていなかったにもかかわらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求、受領し、また、特定事業所加算の要件を満たしていないまま、加算金を請求、受領した。

※ 不正請求のほか、従業者（介護支援専門員）がそれぞれの自宅を本拠に業務を行っていた。

- (3) 株式会社プレシアスの「デイサービス凜」は、事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような虚偽の書類を提出し、指定を受け、運営を行った。
- (4) 株式会社メディカルチーム・ジャパンの「メディカルチーム・ジャパン ヘルパーステーション」は、必要な職員数を満たさない状態で運営を行い、また、介護職員処遇改善加算の実績報告に際し、虚偽の内容を記載する等し、請求が正当であったかのような報告を行った。

## 2 その他

### (1) 自主点検について

本市ホームページに掲載している基準適合表などを活用し、自主点検を行ってください。

自主点検の結果、介護給付費の算定誤りがあった場合は、過誤調整により請求の適正化を図るとともに、自主点検（過誤調整の手続きを含む）の結果を記録し、点検日から5年間保管してください。

なお、今後実施する実地指導等において、自主点検が適切に行われておらず、不適正な請求が確認された場合は、法人代表者との面談指導などを行います。

#### ※ 基準適合表の掲載場所

福岡市 HP > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ > 介護保険サービス事業者の基準適合表

#### ※ 過誤調整について

福岡市 HP > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き > 介護報酬等の過誤処理について

### (2) 加算の算定について

実地指導等において、加算の算定要件を十分に理解せずに加算を請求し、基準に適合していない状況が長期間継続した結果、返還金が1千万円を超える事案も発生しています。

加算は、サービス種類ごとの人員・設備基準を満たし、運営基準に従い適正な事業運営ができており、かつ、各加算の算定要件を満たし、より質の高いサービスを実現した場合に、請求できるものです。

改めて集団指導資料（「実地指導における不適正事例」を参照）や関係法令等を確認いただき、日頃から適正な運営に努めてください。

#### 【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

在宅指導係 Tel : 092-711-4257

施設指導係 Tel : 092-711-4319